

防犯監視システム仕様書

1 概要

米子市各公民館玄関に監視カメラを設置する

機器 屋外用パレットカメラ1台、デジタルレコーダー1台、監視用液晶モニター1台

2 機器仕様

(1) 屋外用パレットカメラ

- ①解像度 1920×1080 200万画素以上であること。
- ②視野角 広角100°以上、狭角32.3°以下であること。
- ③電動バリフォーカルレンズであること。
- ④赤外線照射が可能であること。赤外線照射距離は50m以上を有すること。
- ⑤防水・防塵機能を有すること。

(2) デジタルレコーダー

- ①映像入力は4ch以上であること。
- ②映像出力端子はHDMIを有すること。
- ③HDD容量は2TB以上を有すること。
- ④画面表示は、リアルタイム映像、録画映像のどちらにおいても1画面、分割画面の選択が可能であること。
- ⑤レコーダーはマウスまたはリモコンで操作が可能であること。
- ⑥録画モードは、24時間常時録画、胴体検知録画、スケジュール設定のそれぞれが選択可能であること。

(3) 監視用液晶モニター

- ①21.5インチ程度のサイズを有すること。
- ②HDMIの入力ポートを有すること。
- ③200万画素以上の解像度出力が可能であること。

3 付帯条件

- (1) 本備品等の搬入及び設置については、市担当者と事前に日程を調整の上行うこととし、使用するにあたって必要な物品等の調整及び使用方法の説明を含むものであること。
- (2) 新規で配置する防犯カメラから、デジタルレコーダーまでの配線を行う。
- (3) 指定場所に「防犯カメラ作動中」等のステッカーを貼ること。
- (4) 運搬・搬入・設置、物品（接続ケーブル）等に関する諸費用はすべて含むこと。
- (5) 防犯カメラの設置場所は、各公民館玄関外を原則とし、各設置公民館と事前打合せを行って、設置場所を決定するものであること。

4 納入期限

令和5年3月31日

5 製品保証

納入日より5年間は品質及び機能を保証し、その間は故意又は重大な過失による故障等を除き、製品のメンテナンスを無料で行うこととする。

6 問い合わせ先

米子市役所総合政策部地域振興課公民館担当 担当 池口

電話 0859-23-5443

別紙 納入場所

施設名	住所
明道公民館	米子市東町 124 番地
就将公民館	米子市大谷町 1 番地 1
啓成公民館	米子市博労町四丁目 364 番地
義方公民館	米子市立町四丁目 105 番地 23
住吉公民館	米子市旗ヶ崎七丁目 17 番 30 号
車尾公民館	米子市車尾二丁目 28 番 20 号
加茂公民館	米子市両三柳 3292 番地
河崎公民館	米子市河崎 2620 番地
福生東公民館	米子市皆生四丁目 8 番 35 号
福生西公民館	米子市上福原五丁目 9 番 30 号
福米東公民館	米子市西福原六丁目 2 番 20 号
福米西公民館	米子市西福原八丁目 17 番 15 号
彦名公民館	米子市彦名町 2850 番地 2
夜見公民館	米子市夜見町 1679 番地 11
大篠津公民館	米子市大篠津町 1619 番地 1
富益公民館	米子市富益町 788 番地
崎津公民館	米子市大崎 1466 番地 4
和田公民館	米子市和田町 1829 番地 1
成実公民館	米子市石井 355 番地
永江公民館	米子市永江 502 番地 4
尚徳公民館	米子市榎原 1356 番地 1
五千石公民館	米子市八幡 705 番地 21
春日公民館	米子市上新印 238 番地 1
巖公民館	米子市蚊屋 291 番地 1
県公民館	米子市河岡 5 番地
大高公民館	米子市尾高 1759 番地 1
淀江公民館	米子市淀江町淀江 796 番地
宇田川公民館	米子市淀江町中西尾 466 番地
大和公民館	米子市淀江町中間 592 番地 1
合計	